屋久島低炭素社会地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、屋久島低炭素社会地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、各種団体、事業者及び行政等の協働の下に、屋久島町内の温室効果ガスの排出抑制及び温室効果ガスの吸収源対策としての森林整備等に関し、必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することにより、低炭素社会づくりの推進を図ることを目的とする

(活動内容)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進する対策の企画及び実践に関すること。
 - (2) 温室効果ガスの吸収源対策としての森林整備や木質バイオマスの利活用について効果的に推進するための企画及び実践に関すること。
 - (3)地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進に関すること。
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する各種団体、事業者、鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員、行政、その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者から組織する。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置き、互選により定める。
 - (1) 座長 1名
 - (2) 副座長 1名
- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第6条 協議会は、座長が招集する。
 - 2 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。
 - 3 座長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規約は、平成21年7月30日から施行する。